

新潟県条例第38号

新潟県起業化センター条例の一部を改正する条例

新潟県起業化センター条例（平成8年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条、第5条、第14条関係）		別表（第3条、第5条、第14条関係）	
区 分	使 用 料	区 分	使 用 料
新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター新潟起業化センター	1室1月につき <u>64,600円</u>	新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター新潟起業化センター	1室1月につき <u>64,000円</u>
新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター県央起業化センター	1室1月につき <u>52,300円</u>	新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター県央起業化センター	1室1月につき <u>51,900円</u>
新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター上越起業化センター	1室1月につき <u>59,800円</u>	新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター上越起業化センター	1室1月につき <u>59,600円</u>
備考（略）		備考（略）	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。